

平成 30 年 12 月 9 日

公益財団法人平野政吉美術財団

公益財団法人平野政吉美術財団所蔵作品・資料等画像の利用（貸出）について

はじめに

公益財団法人平野政吉美術財団（以下「財団」という）では、書籍や映像等各種媒体に掲載を希望する方へ、財団が所蔵している作品・資料の画像データ（以下「画像データ」という。）の貸出を原則有料で行っています。画像データ以外の作品画像に掲載するため撮影を希望される方は、「公益財団法人平野政吉美術財団作品・資料等の利用（撮影）について」をご参照ください。

藤田嗣治作品・資料については、財団への画像データ利用申請のほかに著作権の利用許可が必要ですので日本美術著作権協会へお問い合わせください。

また、「著作権の利用許可」と「財団の利用許可」は一致しないため、企画内容によっては著作権利用許可を得られてもお断りする場合がございます。

貸出を許可する条件

次に掲げる条件をすべて満たす場合、作品・資料の貸出を許可しております。

1・複製画や小物、雑貨等の制作を目的としないもの。例えば下記に例示する物に利用しないこと。

- ① 絵はがき、商品カタログ、複製画、文房具類、クリアホルダー、のぼり、旗織物、布製身の回り品、タオル、手ぬぐい、ハンカチ、かや、敷布、布団布団カバー、まくらカバー、毛布、テーブルクロス、ナプキン、イスカバー、壁掛け、カーテン、テーブル掛け、のれん、どん帳、陶磁器、バック、被服、Tシャツ、エプロン、靴下、ネクタイ、バンダナ、運動着、半纏、
- ② 「茶、コーヒー、ココア、ジュース類、アイスクリーム、菓子、パン、サンドウィッチ、ハンバーガー、甘酒、調味料、みそ、しょうゆ、穀物加工品、麺、すし、弁当、こうじ、米、食用粉類、アルコール飲料」のパッケージ類

2・作家や作品の尊厳を損なうことがないと代表理事が判断したもの。

3・その他、代表理事が適当であると判断したもの。

提出書類等

申請時

- 1・作品等画像利用申請書 1部
- 2・企画概要書 1部
- 3・その他、企画説明に必要なもの（任意様式）

利用後

- 1・成果物 2部(映像媒体の場合 DVD2枚)

利用条件

- 1・利用画像に所蔵者名「公益財団法人平野政吉美術財団 蔵」を明記してください。
- 2・作品のイメージを傷つける利用はできません。作品の部分利用やトリミングを行う場合は、事前に利用態様の確認が必要となります。部分利用の場合、「部分」と明示し、必ず全体図を添付掲載するようにしてください。
- 3・申請した利用目的以外での利用または二次利用をしないでください。また、許可を受けた申請者以外の第三者に貸与・譲渡を行わないでください。
- 4・画像データを利用した成果物「2部」を財団に納品してください。
- 5・Web ページ等への掲載について
 - ・無断掲載は禁止します。
 - ・1年以内の期間を決め、申請してください。
 - ・解像度は72dpi、600×600ピクセル以下とし、コピーガードをしてください。
 - ・申請した期間を過ぎても削除されない場合は、削除までの期間の利用料金を請求いたします。

申請から成果物発行までの手順

- 1・作品等利用申請書（法人代表者印を押印したもの）と企画概要書を当財団までご郵送ください。
※藤田嗣治の画像データを利用する場合、著作権利用許可が必要になります。
- 2・申請内容について利用許可と判断した場合は、許可書と請求書を発行いたします。
なお、利用不可の場合でも、審査結果はご連絡いたします。
- 3・請求書がお手元に届きましたら指定の口座へ請求書記載の金額を支払期限までにご入金ください。また、一度お支払いいただいた利用料は、実際に画像データを利用されなかった場合でも返却いたしません。
- 4・ご入金を確認後、画像データが記録されたCD-R等の記録媒体を発送いたします。
貸出期間は、1ヶ月です。
- 5・作品のイメージを守るため、成果物の発行前に当財団の確認を得てください。内容によっては、修正をお願いすることもあります。
- 6・画像データ利用後は、HDD等に保管している画像データや中間生成物を消去・廃棄した後、お貸しした記録媒体をご返却ください。なお、返却費用はお客様でご負担願います。
- 7・成果物「2部」をご送付ください。

諸注意

- 1・手続きには作品等画像利用申請書が財団に到着してから2週間程度の時間がかかります。
- 2・1回の利用ごとに申請書が必要です。書籍や雑誌等の重版等で画像データを再利用する場合でも、再度申請が必要となります。
- 3・新規に画像データ作成が必要な場合、作成に要する費用をご負担いただきます。
- 4・利用目的以外の画像利用や二次利用が発覚した場合、利用許可を取り消し、利用を差し止めます。また、当初お客様に請求した金額の2倍の金額を利用条件の違反金としてお支払いただきます。なお、目的外使用や二次利用により発生した損害が違反金額を超える場合には、別途その損害をお客様に賠償していただきます。
- 5・記録媒体の貸出から1ヶ月を過ぎても記録媒体が返却されず、督促の通知文書内で定められた期限までに返却されなかった場合は、延滞料（借用から返却まで年6分の遅延利息）を請求するとともに今後の申請は受け付けません。
- 6・貸し出した記録媒体を損傷または紛失した場合、補償金50,000円（税抜き）を申し受けます。
- 7・利用許可の権利を第三者に譲渡することを固く禁止します。

お問い合わせ先

その他、ご不明な点等のお問い合わせなどは下記のメールアドレスか、お電話、FAXなどで受付しております。

電話：018-833-5809 FAX：018-836-0877（公益財団法人平野政吉美術財団総務課）

メール：hirano_mail0505@pic-hiranofound.jp